

諮問庁：総務大臣

諮問日：令和元年9月18日（令和元年（行個）諮問第90号）

答申日：令和2年6月16日（令和2年度（行個）答申第25号）

事件名：本人による行政相談に係る相談対応票の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

相談対応票（特定受付番号A）（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、令和元年6月25日付け北海相第41号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、本件対象保有個人情報の利用停止を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書

保有個人情報利用停止請求書の請求に係る趣旨及び理由（その内容は別紙の1のとおり。）のとおり。

（2）意見書

別紙の2のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

令和元年5月30日付けで、処分庁に対して、法36条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報について利用停止請求があった。処分庁は、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、令和元年6月25日付け北海相第41号で、当該保有個人情報の利用停止をしない旨の決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、令和元年6月27日付けで、諮問庁に対し行われたものである。

2 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、本件対象保有個人情報について、審査請求人が提出した

保有個人情報利用停止請求書のとおり利用停止してほしいとしており、その理由として、本件対象保有個人情報が相談対応票（特定受付番号B）の個人情報を利用してねつ造されたものであるためとしている。

3 諮問庁の意見

審査請求人が利用停止を求める本件対象保有個人情報について、処分庁は、審査請求人からの請求を受け、平成28年11月1日付け北海相第124号及び平成29年12月21日付け北海相第172号により保有個人情報の利用停止をしない旨の決定を行っており、両決定に対する審査請求についても既に棄却裁決が行われている。

したがって、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当せず、利用停止をしないとした原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年9月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月8日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和2年5月19日 審議
- ⑤ 同年6月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件対象保有個人情報の利用停止（利用の停止）を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は、当該利用目的以外の目的で利用又は提供している事実はないなどとして、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の利用停止を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定に違反して利用されているときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停

止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、以下検討する。

3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 審査請求人の主張

上記第2の2のとおりである。

(2) 検討

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 相談対応票において、相談者の住所や電話番号等の記載に当たっては、相談者からのメールや手紙等において申告のあった情報を記入するが、情報の正確性を損なわない限り、全角、半角の使い分けやレイアウト等、相談者が用いた表記方法等まで、そのまま記載することまでは求められていないし、そのことを定めた規程等はない。また、E-mail欄への記載については、担当職員の判断により行っており、規程等により統一的に記載が求められているものではない。

(イ) 相談処理を行う際、通常の事案処理として、過去に同一の相談者から類似する相談があった場合には、よりの確に相談に対応するため、過去の対応記録を参照したり、参照した内容を相談対応票に記載したりすることはある。

イ そこで、諮問庁から特定受付番号Bの相談対応票（写し）の提示を受け、当審査会において、諮問書に添付された本件文書（写し）と併せて確認したところ、上記ア（ア）及び（イ）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。また、審査請求人において、上記諮問庁の説明を左右するに足りる具体的な根拠を示しているとはいえないことをも併せ考えると、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を不適法に取得し、法3条2項の規定に違反して保有し、又は法8条1項及び2項の規定に違反して利用目的以外の目的のため利用及び提供しているとは認められない。

ウ したがって、本件対象保有個人情報の利用停止請求については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないと認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報の利用停止請求につき，利用不停止とした決定については，法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので，妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣，委員 池田陽子，委員 木村琢磨

別紙

1 保有個人情報利用停止請求書の請求に係る趣旨及び理由

(趣旨)

第1号該当により利用の停止を求める。

(理由)

相談対応票(特定受付番号B)の個人情報を利用して、相談対応票(特定受付番号A)を捏造したから。

証拠：両方ともE-mailが空欄、全角半角文字の使い方が同じ。

行政苦情110番メール(捏造)：特定住所A(表記方法A)

相談対応票(特定受付番号A)：特定住所A(表記方法B)

全角半角の使用方法が違い、明らかに捏造メールの個人情報を使っていない。相談対応票(特定受付番号A)を捏造した後に、申出文書メール及び行政苦情110番メールを捏造したものである。

2 意見書

特定職員A相談対応票(特定受付番号B)と特定職員A相談対応票(特定受付番号A)

名前：〇〇 〇〇(審査請求人の氏名(片仮名表記の振り仮名))

住所：特定住所A(表記方法C)

電話番号：特定電話番号

E-mail欄が空欄。全角半角文字の使い方。氏名で一文字開ける。フリガナがカタカナ。

これらすべてが同一なので、この個人情報を利用して捏造したことが明白である。

なお、特定警察署の捜査では、相談対応票(特定受付番号A)の申出文書(メール)及び行政苦情110番メールは、平成28年12月26日北海相第154号155号北海道管区行政評価局長通知で、法38条本文で「〇〇(審査請求人の姓)様はメールを送信していない(特定職員A、特定職員Bがメールを捏造した)」ことに利用停止の理由があると認め、法38条但し書きで、「当初の利用目的を達成したため」当該事務の適正な遂行に著しい支障及ぼす恐れがないので利用停止・消去の決定をしている。決裁文書に記載はないが、特定職員Cが、決裁権者(局長)等11人に、口頭等で説明している。よって、上記保有個人情報利用停止決定通知は虚偽公文書作成罪に当たらない。

<参考>

- 1 相談対応票（特定受付番号C）では、
名前：〇〇〇〇（審査請求人の氏名（片仮名表記の振り仮名）） 氏名
で一文字開けない
住所：特定住所A（表記方法D）丁目を省略。半角ハイフン
E-mail：特定メールアドレス 記載あり
※ この個人情報を使用していない。
- 2 相談対応票（特定受付番号D）では、
名前：〇〇 〇〇（審査請求人の氏名（平仮名表記の振り仮名）） ふ
りがながひらがな
住所：特定住所B 特定地名と誤記。全角ハイフン
電話番号：特定電話番号 ハイフンなし
※ この個人情報を利用してない。

<理由説明書の4 諮問庁の意見>

平成28年11月1日付け北海相第124号及び平成29年12月21日付け北海相第172号により保有個人情報の利用停止しない旨の決定を行っており・・・

→ これに基づき、特定地方検察庁は、相談対応票の虚偽公文書作成罪を不起訴としたが、特定警察署の捜査（特定職員Cの新たな証言）に基づき特定検察審査会に審査申し立てをしている。メールが捏造なので、相談対応票も捏造であり、起訴される見込みである。